

これからの更生保護事業に関する有識者検討会

第3回会議（平成30年6月25日開催）

○ 議事等

- 1 事務局からの資料説明等
- 2 ヒアリング及び質疑等
- 3 更生保護施設等の更生保護に関する拠点機能についての検討
- 4 その他

これからの更生保護事業
に関する有識者検討会
第3回資料

更生保護に関する連携機関として考え得る団体等

更生保護関係団体(組織)

- ・更生保護協会
- ・保護司会
- ・更生保護女性会
- ・BBS会
- ・就労支援事業者機構 等

協力団体(組織)

- ・福祉機関
- ・医療機関
- ・地方公共団体
- ・司法機関
- ・自助グループ
- ・教育・研究機関
- ・特定非営利活動法人
- ・その他の地域住民が主体となったボランティアサークル等の活動 等

関係機関の連携に関する取組について

都道府県更生保護センター

(目的)

連絡助成事業を行う更生保護法人，保護司会連合会，就労支援事業者機構，BBS連盟，更生保護女性連盟等の都道府県レベルの更生保護団体又は継続保護事業を行う更生保護法人が，相互の連携の強化と地域における活動の抜本的強化等を図ること。

(具体的内容)

共同で活動拠点とすることのできる都道府県更生保護センターを設置する。

(助成主体)

更生保護法人日本更生保護協会が実施

(助成対象活動)

全国で6箇所(旭川，札幌，さいたま，千葉，熊本及び那覇)

関係機関の連携に関する取組について

各地の更生保護センターの取組の概要紹介

旭川

- ・「旭川地方更生保護ネットワーク協議会」として平成30年度から設置。
- ・旭川保護司会連合会，旭川更生保護女性連盟，更生保護法人旭川保護協会，更生保護法人旭川保護会，旭川BBS連盟，一般社団法人道北地方物質使用障害研究会が入居。
- ・設置初年度であるため，更生保護サポートセンターと同居。今後，独立した事務所設置を目指している。

札幌

- ・「札幌更生保護センター」として平成30年度から設置。
- ・札幌更生保護協会，NPO法人札幌就労支援事業者機構，札幌更生保護就労支援事業所，札幌協力雇用主会連合会の4団体が入居。
- ・札幌市内に事務所を設置。今後，札幌更生保護女性連盟，札幌市BBS会の入居も計画。

千葉

- ・平成27年度に設置。
- ・民間の物件を借り，独自の事務所として設置。
- ・県の保護司会連合会，更生保護協会，就労支援事業者機構，更生保護女性連盟，BBS連盟の事務局を設置している。

関係機関の連携に関する取組について

各地の更生保護センターの取組の概要紹介 さいたま

- ・「埼玉社会復帰支援ネットワーク協議会」として平成26年度に設置
- ・協議会の連携拠点としての事務所は、更生保護法人(施設)清心寮に置かれている。
- ・設置当初、15機関・団体が参加していたところ、現在では21機関・団体が参加する協議会となっている。
- ・協議会には、更生保護関係機関のみならず、少年鑑別所や弁護士会等の司法関係機関、地方公共団体、医療・福祉関係機関、ハローワーク、ホームレス支援団体等の民間団体等、様々な機関・団体が参画している。
- ・協議会では、年に2～3回の頻度で運営委員会を開催し、各団体から社会復帰支援の取組状況や課題等について発表したり、外部講師を招いての勉強会を開催したりしている。

関係機関の連携に関する取組について

各地の更生保護センターの取組の概要紹介 熊本

- ・平成26年度から設置。
- ・民間の物件を借り、独自の事務所として設置。
- ・県の更生保護協会、就労支援事業者機構、更生保護女性連盟、保護司会OB会の事務局を設置している。
- ・平成27年度からは、「熊本県社会復帰支援ネットワーク協議会」が設立され、同協議会の事務局が更生保護センター内に設置されている。
- ・「熊本県社会復帰支援ネットワーク協議会」には、更生保護関係機関、刑務所、地方公共団体、県警本部、暴追センター、ホームレス支援団体等の18団体が参画している。

那覇

- ・「沖縄更生保護センター」として平成27年度から設置
- ・更生保護施設がじゅまる沖縄内に事務所を設置。
- ・県の更生保護関係団体(協会、保護司会連合会、更生保護女性会、BBS連盟、就労支援事業者機構、更生保護法人がじゅまる沖縄)が構成団体として参画している。

関係機関の連携に関する取組について

更生保護サポートセンター

(目的)

公的な建物等に占有の場所を確保し、企画調整保護司を配置して、保護司会が組織的に保護司の処遇活動に対する支援や犯罪予防活動を行う拠点として、また地域における更生保護の拠点として機能させることにより、保護司会の任務を一層推進し、更生保護活動の充実強化を図ること。

(具体的内容)

保護司等の面接場所の提供、保護司同士による処遇協議、保護司の処遇活動に資する地域の関係機関・団体に関する情報収集、更生保護や保護司活動に関する情報発信、等

(設置主体)

保護司会が設置主体

(費用等)

国が運営経費を措置(全国802箇所分の予算計上(平成30年度))

【参考】更生保護サポートセンターによる保護司活動の推進

保護司・保護司会の地域における活動拠点

保護司会が市町村や公的機関の施設の一部を借用するなどし、経験豊富な「企画調整保護司」が常駐。

地域の関係機関・団体との連携推進や保護司の処遇活動に対する支援を実施。

平成20年度から整備し、平成29年度末までに全国501か所に設置。

平成30年度政府予算で、新たに301か所を増設置（全国合計802か所）する経費等を計上。

更生保護サポートセンターの機能・効果

保護司の行う処遇活動への支援

- ・保護観察対象者やその家族との面接場所の提供
- ・保護司の処遇活動に関する相談への対応
- ・保護司同士の処遇協議や情報交換等

地域に根ざした犯罪・非行予防活動の推進

- ・地域のニーズ等を踏まえた犯罪予防活動の企画・実施
- ・一般住民からの非行相談の実施



地域支援ネットワークの構築

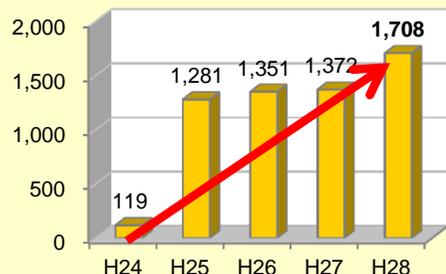
- ・地域の様々な機関・団体との処遇協議等の連携
- 例
教育委員会・学校、児童相談所、
福祉事務所・社会福祉協議会
警察・少年センター、ハローワーク

地域への更生保護活動の情報発信

- ・更生保護や保護司会活動に関する情報の発信
- ・保護司適任者の確保
- ・保護司活動インターンシップの企画・実施



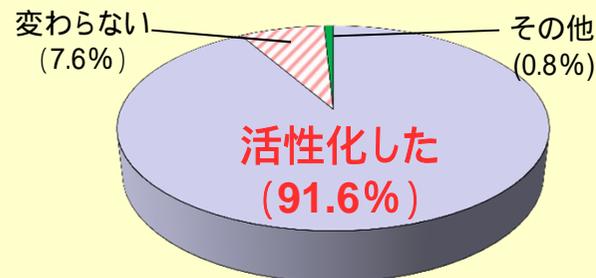
保護司会における関係機関との協議会実施回数



サポセン設置地区の地域との連携実績調査結果
(対象:平成25年度設置90地区)

設置により地域での支援ネットワークが拡大

保護司会活動の活性化について



(平成29年度までにサポートセンターを設置した501地区を対象)

設置により保護司の活動意欲が向上し、活動が活発化

関係機関の連携に関する取組について

社会内処遇多機関連携モデル活動推進事業

(目的)

地域の多機関・多団体等が連携して行う先駆的な活動に対し助成し,これを推進することにより,社会内処遇の一層の充実・発展に寄与すること。

(具体的内容)

特性に応じた処遇活動,生活基盤を確保する活動,家族を支援する活動,(社会内処遇に関する)調査研究活動等に助成

(助成主体)

更生保護法人日本更生保護協会が実施

(助成対象活動)

平成30年度は全国で13の活動が助成対象

更生保護に関する拠点となる機能を有する 更生保護施設等の検討

本論点に関する実務者の意見等

- ・更生保護施設を利用した人が、社会の中で何か困ったことがあったら、また更生保護施設に相談に行っても良いのだという安心感を持ってもらうことが必要であり、そのための職員と利用者との信頼感の醸成が重要である。
- ・更生保護施設内に更生保護サポートセンターがあることで、保護司をはじめ、更生保護女性会等が頻繁に立ち寄ってくれる。また、集会室等を地域交流の場として開放することで、地域の様々な人が施設を訪れてくれる。このように、施設職員及び入所者以外の様々な人が更生保護施設に出入りすることで、自然と地域との関係が深まってくるということもある。
- ・更生保護施設を利用する人々に必要なのは、その人の様々な課題を受け入れた上での育て直しに近い関わりであり、これに対応する更生保護施設職員の仕事は、高い専門性が必要。今後、更生保護施設職員が自信をもって仕事をしていく上では、もっと更生保護施設の仕事が社会にとって重要であるということを、きちんと地域社会に発信していくことも重要ではないか。

更生保護に関する拠点となる機能を有する 更生保護施設等の検討

個別対象者に対する支援のための拠点として

- ・更生保護施設元入所者，更生保護施設に入所したことのない地域の保護観察対象者，保護観察終了後の元対象者に対して，本人の課題（生活リスク）の多様化も踏まえつつ，再び犯罪や非行に至らせないために必要となる様々な支援等を行うこと。

【考えられる支援の例】

生活相談，本人の問題性に応じたプログラム処遇の提供，就労支援，住居支援（一時的な更生保護施設入所等を含む。），一時的な金品の給与，本人のニーズに応じた支援窓口への接続，等

検討1：対象者支援の地域連携の枠組を構築するに当たって，どのような機関とどのような関係を構築すべきか

社会内処遇多機関連携モデル活動推進事業を参考に，一定程度標準化された枠組を構築することができるか，等

検討2：本人のニーズに応じた地域資源に円滑に繋ぐための方策について
具体的課題

- ・対象者のニーズやリスクを適切に把握のためのアセスメントの確立
- ・支援者が取り得る支援メニューの整理（医療・福祉・就労・住居確保等の制度）
- ・地域資源の偏在を踏まえた対応，等

更生保護に関する拠点となる機能を有する 更生保護施設等の検討

地域社会への貢献のための拠点として

- ・更生保護サポートセンターを始めとする更生保護関係機関の事務所(事務局)を更生保護施設に集結する。
(集結する関係機関は、地域の実情に応じて異なるイメージ)
- ・医療、福祉、教育等の地域における社会資源と本拠点機能が有機的に連携できるよう、定期的な協議会やケース研究等を行う。
- ・地域社会の中で、更生保護施設(及び更生保護事業)が「必要な社会資源」であるという認識が広がるための取組を促進する。

検討1:更生保護の枠内でのみの連携で完結しないための方策について
更生保護の拠点は飽くまで更生保護関係機関を集結した「結節点(ノード)」であり、この結び目を、地域における医療や福祉などの他の連携の枠組とどのように結びつけていくか

検討2:元入所者も含め、地域において様々な課題を抱える者への支援等のために更生保護施設が担うことができる役割について